

春輝苑(通所介護)ご利用料金表

1. 1日あたりの利用料金【通常規模型7時間以上8時間未満】

要介護度 () 単位数	要介護1 (645) 単位数	要介護2 (761) 単位数	要介護3 (883) 単位数	要介護4 (1,003) 単位数	要介護5 (1,124) 単位数
加算	加算 68単位 ※詳細は加算一覧のとおり 上記加算は「入浴介助加算・サービス提供体制Ⅰ」				
1日あたりの 自己負担分	734円	853円	978円	1,101円	1,226円
食費 600円 (昼食・おやつ)	1,334円	1,453円	1,578円	1,701円	1,826円
教養娯楽費 50円	1,384円	1,503円	1,628円	1,751円	1,876円

※介護職員処遇改善加算Ⅰ(総単位数に59/1000を乗じた単位数を算定)

※介護給付費及び体制加算等には(川口市の地域単価10.27を上乗せした単価となります。)

上記、介護職員処遇改善加算Ⅰ・地域単価10.27は利用料金には含まれていません。月ごとの集計を国保連への請求と振り分ける関係から1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。

2. 加算一覧「※施設利用料に含まれる加算については下記一覧のとおりです。」

加算項目	内容	単位数
入浴介助加算	入浴介助をした場合(1日あたり)	50
サービス提供体制加算Ⅰ	看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	18
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位×59/1000(1月につき)	

(該当した場合)

認知症加算	指定基準を満たして、介護・看護職員常勤換算で2以上確保 利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上等の占める割合が20/100以上 認知症介護実践者研修等を1以上配置している場合	60
若年性認知症受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当を決めて受入した場合	60
栄養スクリーニング加算	6月に1回を限度、栄養スクリーニングを行い介護支援専門員に情報提供をした場合	5
栄養改善加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し実施している場合(月2回を限度)	150
送迎を行わない場合		-47
送迎時における居宅内介助の評価	送迎時に居宅内介助等を通所介護サービスの所要時間を含める	

※加算等につきましては該当する場合はお知らせいたします。

3. 食費・教養娯楽費、その他料金

食費・・・・・・・・・・1日あたり	600円
教養娯楽費・・・・・・・・1日あたり	50円

※食費、教養娯楽費については従来どおりの料金となります。

春輝苑 介護予防通所介護 ご利用料金表

1. 1ヵ月あたりの利用料金【通常規模型7時間以上8時間未満】

要介護度 () 単位数	要支援1 (1,647単位)	要支援2 (3,377単位)
加算	加算 72単位(要支援1) 144単位(要支援2) ※詳細は加算一覧のとおり 上記加算は「サービス提供体制加算I」	
1ヵ月あたりの 自己負担分	1,766円	3,617円
食費 600円 教養娯楽費 50円	1,766円+650円(利用回数)	3,617円+650円(利用回数)

※介護職員処遇改善加算I (総単位数に59/1000を乗じた単位数を算定)

※介護給付費及び体制加算等には(川口市の地域単価10.27を上乗せした単価となります。)

上記、介護職員処遇改善加算I・地域単価10.27は利用料金には含まれていません。月ごとの集計を国保連への請求と振り分ける関係から1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。

2. 加算一覧「※施設利用料に含まれる加算については下記一覧のとおりです。」

加算項目	内容	単位数
サービス提供体制加算I	看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援1)	72
サービス提供体制加算I	看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)	144
介護職員処遇改善加算I	総単位数×59/1000(1月につき)	

(※該当した場合)

- ・若年性認知症利用者受入加算
- ・生活機能向上グループ加算
- ・栄養改善体制

※加算等につきましては該当する場合はお知らせいたします。

3. 食費・教養娯楽費

食費・・・・・・・・・・1日あたり	600円
教養娯楽費・・・・・・・・1日あたり	50円

※食費、教養娯楽費については従来どおりの料金となります。